

# 労働・助成金情報 特急便

第1号 (2011年4月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

いよいよ新年度が始まりました。深川経営労務事務所では皆様のお役に立つ情報をいち早く提供するため、新しく今月より、事業主の皆様へ「元気の源通信」とともに、法改正や、さまざまな手続き、助成金などの最新情報をお知らせする「労働・助成金情報特急便」を発行します。少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。第1号は労働保険の年度更新と、各種助成金制度の改正についてです。

## 労働保険の年度更新が始まります

### 労働保険年度更新のしくみ

労働保険（雇用保険と労災保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間分を、概算で年度の初めに納付しておき、1年後に、確定した保険料を申告して概算額との過不足を精算するという方法を毎年繰り返しています。つまり、事業主は確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切り替え更新する必要があります。この手続きを「年度更新」といいます。

平成23年の年度更新は、以下の3つを計算した上で、申告・納付を行うこととなります。

- ① 平成23年度の概算保険料額
- ② 平成22年度の確定保険料額
- ③ ①と②の差額

### 労働保険料の計算方法

#### 【確定保険料】

確定保険料はすべての労働者（雇用保険については被保険者のみ）に支払われる賃金総額に、保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

#### 【概算保険料】

概算保険料は、賃金総額の見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%未満である場合、前年度の賃金総額を用いて計算し、それ以外の場合には賃金総額の見込み額を用いて計算します。

### 労働保険料の納付期限

申告書は、6月1日から40日以内、つまり7月10日までに、通常は銀行へ、納付すべき金額と申告書と納付書を切り離さずに提出して収納印の押された領収書を受け取ります。これで労働保険料の申告・納付の手続きをしたこととなります。なお、納付するべき金額が無い場合

は労働基準監督署へ提出するのですが、郵送してもかまいません。

概算保険料の額が 40 万円（労災保険又は雇用保険が一方のみ成立している事業にあっては 20 万円）以上の場合、又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、3 回に分けて納付ができます。この場合は、7 月 10 日（平成 23 年は 7 月 11 日）、10 月 31 日、1 月 31 日の 3 回が納期になります。

## 助成金の法改正情報

厚生労働省は平成 23 年度に各種助成金制度の支給内容を変更しました。おもな改正点は以下のとおりです。

### ➤ 雇用調整助成金制度の改正

対象労働者について、これまで継続雇用期間が 6 ヶ月未満の被保険者も特例的に適用していましたが、これを廃止するとしました。（平成 23 年 7 月 1 日施行）

⇒ つまり、7 月 1 日からは 6 ヶ月未満の労働者は「雇用調整助成金等」の対象にならなくなります。

### ➤ 定年引上げ等奨励金制度の改正

今までは「希望者全員を対象とする 65 歳まで契約期間の切れない継続雇用制度を導入した事業主」へ一定額を支給していましたが、「希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度を導入した事業主」に改められます。（平成 23 年 4 月 1 日施行）

### ➤ 中小企業子育て支援助成金の助成額の減額

この助成金は、中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（従業員数 100 人以下）に対して初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支給する制度です。一定の要件とは、以下のとおりです。

- ◇ 一般事業主行動計画を策定・提出し労働局長に提出すること
- ◇ 行動計画の公表・従業員への周知をすること
- ◇ 出産後 6 ヶ月以上育児休業を取得すること
- ◇ 職場復帰後 1 年以上常時継続して雇用されること

この助成金の支給額が、育児休業取得者 1 人目に 70 万円、2～5 人目に 50 万円に引き下げられます（現在、一人目は 100 万円、2 人目～5 人目は 80 万円）。また、平成 23 年 9 月 30 日までに育児休業を終了したものまでを対象とし、以降は廃止されますので、早めの手続きが必要です。（支給要件を満たした日が平成 23 年 4 月 1 日以降である対象者から適用）

年度初めには様々な手続きが重なりますので、漏れないように、早めに行いましょう。ご不明な点は、いつでもご相談ください。

参考文献： 「週刊労働新聞 3 月 28 日号」（労働新聞社）、「厚生労働省ホームページ」